

福彩支援ニュース 第18号

2017.12

発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582



被害の実態を 知ってほしい。 裁判長は現地検証を!

ぜひ傍聴にお越し下さい!

開廷時間が
大幅に早まります

2017年12/20(水)!

11:00開廷

 ★ 傍聴希望の方は10:20までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第18回期日(2017/10/4)報告

福彩支援事務局

10月4日(水)の第18回期日には、28名の方が傍聴にお越しくださいました。本当にありがとうございました!

今回の期日では、原告代理人弁護士が、被告らが「津波の予測はできなかった、対策はできなかった」などと主張していることに対する反論の書面を陳述しました。東電らが想定しうる最大の津波の検討を先送りにしたこと、これらを国も認識していたこと、にもかかわらず、過小評価された想定津波高を最大規模の津波の想定値であるかのように安全審査の基準としてきたことは、規制の不行使の違法にあたる、と指摘しました。

また、津波想定によって対策を行ったとしても、今

回の津波はさらにそれを上回るのだから、防ぐことはできなかったなどと国が主張している点について、敷地を超える津波浸水対策を行っていれば、防護できたことを具体的に指摘し、反論しました。

「対策を取っても事故を回避できなかった可能性がある」などという詭弁を許さないよう、今後も丁寧に主張を積み重ねていきます。国と東電が一体となって甘い審査基準を作り上げてきたことが、この重大な被害をもたらしました。

東電の柏崎刈羽原発の安全審査の合格の審査書案がまとめられ、これから意見公募がなされるとの、ニュースが流れました。事故の検証も不十分なまま、こんなにも多くの人々の暮らしを奪い、賠償責任も果たしていない企業に、なにが安全だと、なにが合格だと、いうのでしょうか。

11月10日には福島のみならず訴訟の判決が下され、司法が国と東電の責任を明確に断罪しました。神奈川訴訟では、現地調査が決定しました。さいたま訴訟の次回期日は12月20日です。

第17回期日の開廷前に行われた原告交流会では、「原告は日々の生活で手一杯です。どんどんへこんでいく、押しつぶされそうになるなかを、支援の皆さんに助けられています」という声をうかがいました。ぜひ、引き続き皆様のご支援をお願いいたします。

▼次回以降の期日(開廷時間がこれまでと変わります!)

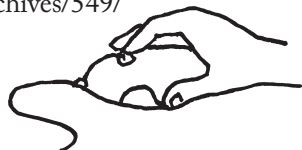
第19回期日 → **12月20日**(水) 午前11時 開廷

第20回期日 → **2月21日**(水) 午前11時 開廷

公正な判決を求める署名も引き続き集めています!

▶2017年11月28日時点で、**6,744筆**

さらなるご協力をお願いします。署名はこちらから。
<http://fukusaishien.com/archives/549/>



代理人意見陳述

2017年10月4日 福彩訴訟第18回期日

平成26年(ワ)第501号ほか

原告 30世帯99名

被告 国, 東京電力ホールディングス株式会社

代理人意見陳述

平成29年10月4日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉廣 慶子 外

(編集者注) 紙幅の都合で、この意見陳述書が前提としている準備書面と資料を割愛せざるを得ませんでした。ご諒承ください。

第1 第44準備書面について

第44準備書面は、津波評価技術は、将来どこでどのような津波が発生するか(波源モデルをどう設定するか)、将来の津波の発生源について研究・検討した上で作成されたものではなく、津波試算上の誤差・バラツキを一定程度考慮するための手法として作成され

たものにすぎないこと、それを被告らは認識していたにもかかわらず、津波評価技術を法令上の根拠なく安全審査の基準として扱ってきた結果、津波対策が立ち遅れ、本件事故を防止できなかったことを述べる書面です。

1 原告ら第40準備書面で述べたとおり、1997(平成9)年3月被告国が作成し、翌年公表した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」(7省庁手引き)の別冊「津波災害予測マニュアル」は、当時の最新の知見を踏まえて津波浸水予測の手法を整理したものであり、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」(4省庁報告書)とともに、「想定し得る最大規模の地震・津波」に対する津波対策を講ずべきである、という考え方を提示したものでした。

2 被告東電は、福島第一原発を設置した1960年代初頭以降、津波についての科学的知見を新たに取り入れることなく、原子炉の運転を続けていました。当時の被告東電の津波の想定では、福島原発立地地点では、アラスカ・チリといった、太平洋をまたいだるか遠方のアメリカ大陸付近で起きた地震によって福島沿岸にもたらされた津波が最大と考えればよい、という考え方でした。この太平洋はるかで起きたチリ地震、アラスカ地震では、福島には敷地高さ(O.P.=小名浜港平均海面+10M)をはるかに下回る津波しか来なかったと考えられたため、福島原発では、建屋敷地まで津波が到来した場合の津波対策は、なにも講じられていませんでした。

こうした甘い想定をしていた中で、上記7省庁手引きの内容を知った被告東電ら電力事業者(電気事業連合会)は、上記手引き等の公表による住民の原発反対運動の高まりを懸念してその公表に強く抵抗し、被告国に対して7省庁手引き等の修正を要求しました。(『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について)

この点はすでに準備書面40で述べた通りですが、被告東電らはまず、7省庁手引が「想定し得る最大規模の地震・津波」を例外なく想定すべきとしている点について、想定することが望ましいというレベルに修正することを求め、現段階では対応改善に向けて動かないという態度を明らかにしました。

また、波源の設定について「想定地震の発生位置は既往地震を含め太平洋沿岸を網羅するように設定す

る」とされていた点についても、「歴史的に大地震が発生していない場所では…大地震が起こらない場所になっている可能性が高い。…歴史的に大地震が発生していない場所にまで想定地震を設定する必要はない」として、福島県沖のように、周辺で大地震が起こっていても、当該地点で発生したことについては近代史上資料が残っていない地域について、大地震を想定することを拒否しました。

3 しかし、当時の被告国は、被告東電からこうした修正意見を受けても、これを採用せず、公表を1年遅らせはしたものの、1年後には修正をせずに公表に踏み切りました。

被告国は、歴史資料に大津波の発生が残っているか否かにかかわらず、最新の科学的知見に基づき将来発生が想定できる地震津波については、対策を求めるという方針を変更しなかったのです。それにもかかわらず被告国は、本訴訟になって、当時被告東電らが7省庁手引きを批判するためにひく国に対してした批判を上塗りし、7省庁手引き等は重視できないなどと主張しています。こうした被告国の本訴における姿勢は、当時の被告国自身の姿勢と大きく矛盾するものです。

4 7省庁手引きは、①想定しうる最大規模の津波（「波源の設定」の問題）に対する対応を求めた上で、さらに②最大規模の津波を計算する際の、計算上の「誤差、バラツキ」を重視し、これを考慮すべきとしていました。この7省庁手引き等が変更されずに発表されると知った被告東電ら電事連は、7省庁手引き等に対する統一的な対応方針を定め、これを通商産業省に提出しました。これが、「7省庁津波に対する問題点及び今後の対応方針」です。

「対応方針」は、①「波源の設定」の問題については「今後、…指針類にまとめる際には、必要に応じて地震地体構造上の（最大規模の）地震津波も検討条件として取り入れる方向で検討・整備していく必要がある」として、「将来的には取り入れる方向」を認めました。しかし、将来的な課題に止め、当面は先送りする方針を固めました。

そして、②「誤差ばらつきの考慮」については、3年間程度で検討することを確認しました。その結果作成されたのが「津波評価技術」です。つまり「津波評価技術」の策定目的は、計算上の誤差バラツキを、どの

程度考慮するか検討する、という点だけだったのです。

5 被告国は現在、津波評価技術は、波源の設定も含めて検討されたものであり、当時最新かつ唯一の津波想定の見解であったと主張していますが、上記の通りこれは完全に誤りです。当時被告国は、被告東電らが波源の設定方法を変更することにつき強く抵抗していることを「対応について」「対応方針」等で十分認識していました。「対応方針」からは、「津波評価技術」が計算上の誤差バラツキを多少とも考慮するために作成されたものにすぎないことも知っていました。

被告国は、被告東電が①想定しうる最大の津波の検討（波源の設定）については検討を先送りにして未検討であること、また、「津波評価技術」により東電が算出した推計値は、従来通り、既往最大地震によってもたらされる津波の規模を計算する際の「計算上の誤差ばらつきを考慮した」という点が変更改善されたものにすぎないことを、認識していました。

それにもかかわらず、被告国は、津波評価技術による推計値が「想定しうる最大規模の津波」の想定値であるかのように、これを事実上安全審査の基準としてきたのです。こうした被告国の対応は、規制権限の不行使の違法を問われてもやむを得ない、といわざるをえません。

6 津波評価技術の発表の5か月後（2002（平成14）年7月）、「長期評価」が、想定しうる最大規模の津波・地震を試算するための地震予測を公表しました。先に述べた通り、津波評価技術は、①想定しうる最大規模の津波想定（波源の設定）に関する研究を将来の課題として積み残した上で、②その推計上の誤差をどの程度考慮するか、の点を検討したものです。②の点は、①で算出した推計値の幅（誤差・バラツキ）を考慮するためのものですから、①波源の設定についての研究成果が、「長期評価」で明示された以上、この震源（波源）予測に基づきもたらされる津波を推計した上で、②津波評価技術により、計算上の誤差を考慮することは当然です。

それにもかかわらず、被告らは、2002（平成14）年以降も、既往地震により波源を設定する従前のスタイルを改めることはありませんでした。かかる東電の不作為の違法を容認し、規制権限を行使しなかった被告国が、規制権限不行使の違法を免れないことは明らかです。

第2 第45準備書面について

1 第45準備書面は、被告国の主張に対する反論です。被告国は、第14準備書面において、おおよそ次のように主張しています。すなわち、被告東電が2008（平成20）年に行った津波のシミュレーション（2008年推計）では、福島第一原発の敷地南側から津波が遡上してきているから、これに基づいて津波対策を行った場合、敷地の南側に防潮堤を設置するという対策をとることになる。しかし、本件津波は、敷地の東側前面から遡上しているから、敷地南側に防潮堤を設置しても本件事故を防ぐことはできなかつた、というものです。

しかしこうした被告国の反論は、2008年推計を正確に把握しておらず、失当です。以下、説明します。

2 まず、福島第一原発の1～4号機にある「大物搬入口」と重要な電源設備の水密化を行えば、本件事故を防ぐことが可能だったという点について述べます。

(1) この点被告国は、2008年推計によっても、1メートル程度の浸水深しか想定できていないのだから、これと同様のものを把握していたとしても、2メートル以上の水圧に耐えられる水密扉を設ける義務は発生しないと反論します。

しかし、2008年推計は、1～3号機付近で2メートル弱、4号機付近で2.6メートルの浸水深を算出していますから、そもそも被告国の反論は、前提を誤っています。また、仮に1メートルの浸水を想定したとしても、1枚の扉の下半分だけを水密化するということはあり得ず、扉全体を水密扉とするものですから、安全裕度を考えても、被告国の主張は誤りです。

(2) 次に、水密化による本件結果回避の効果についてです。

被告東電が本件事故後に作成した報告書によれば、本件当時の水密化していない通常の扉（シャッター仕様）の大物搬入口等であっても、津波の建屋内への浸入をある程度、防護していたことがわかります。

本件事故で建屋の屋外では大きな浸水深が推測されていますが、建屋内での浸水深はそれより低く、1号機から3号機では建物内に漂流物が流れ込むこともありませんでした。一方、扉によって水の浸入が制限されなかつた4号機は、建物内に漂流物が流れ込み、2階部分まで水が大量に浸入しました。

東電が分析した浸水の経路と配電盤等の配置を見ると、タービン建屋に設置されている大物搬入口からの流水が、大きな影響があったことがわかります。

津波が敷地へ遡上した場合、「大物搬入口」等を通じて浸水することは、2006（平成18）年の溢水勉強会において、被告東電も被告国もすでに認識していました。したがって、津波浸水の入口に防水措置をとると、配電盤等重要設備のある部屋の水密化を行えば、本件事故を防ぐことは十分に可能なことでした。

3 この点、被告らは、津波の敷地への流入が、2008年推計は南側からと予測している一方、本件は東側正面からの浸水が大きかったから、南側からの津波対策を講じていたとしても本件結果が回避できなかつたといいますが、これは反論としての外れです。

確かに、被告東電の2008年推計では、福島第一原発の敷地南側から津波が遡上しています。しかし、本件津波もまた、敷地の南側から北側に向けての津波の流入が東側正面からの水量よりはるかに卓越していました。このことは、被告東電自身による本件津波についての調査報告書をみれば明らかです。同報告書では、本件津波の浸水深と流況について時間を追って変化を解析していますが、例えば地震発生後48分30秒の図を見れば、各号機に浸水した津波のほとんどは、敷地南側から遡上していることがわかります。当該図（甲A68号証4～6頁）を添付しましたのでご覧ください。つまり、本件津波でも、敷地東側前面からの津波の影響は限定的であり、重大な結果をもたらした浸水は敷地南側からのものであったのですから、被告らの反論は前提が間違っています。

4 このように、「本件津波が『2008年推計』と全く異なる津波であった」から、2008年推計を前提とした措置で本件事故を回避することはできなかつたとする被告らの主張は誤りです、

したがって、被告らは、結果回避措置を講じることを怠った責任を免れることはありません。

以上

福彩訴訟——新しい年にむけて



松浦 麻里沙 (福彩訴訟原告代理人弁護士)

1 福彩支援の皆様には、いつも訴訟へのご支援をいただき、ありがとうございます。

今年最後の福彩ニュースということで、この1年の振り返りと、来年の展望について、私が感じていることを書かせていただきたいと思います。

2 今年3月19日、前橋地方裁判所で、福島第一原発事故訴訟で**全国初の判決宣告**がありました。この裁判の代理人である群馬弁護団は、山形弁護団、新潟弁護団と、私たち埼玉弁護団とで4県弁護団という連絡会議を組織し、互いに情報を共有し、協力し合いながらそれぞれの裁判を進めています。ですから、前橋地裁での判決は、私たち埼玉弁護団にとっても他人事ではありませんでした。私自身も、当日は前橋地裁へ行き、判決言い渡し直後からの判決分析等に参加しました。

多くの方がご存知のとおり、前橋判決では、東京電力だけでなく、国にも損害賠償責任があることが認められました。これは、国が、電気事業者である東京電力に対して監督や指導をする「規制権限」を行使しなかったことを違法とする、歴史的な判断でした。さらに、東京電力に対しては、事故の発生について、単なる過失ではなく「重大な過失」があったと厳しく批判しました。一方で、個別に認定された損害の額が低額にとどまったことなど、課題も残るものでした。

そして、9月22日には、千葉地方裁判所で、全国2件目の判決がありました。千葉判決は、東京電力の損害賠償責任は認めたものの、国の責任を認めないというものでした。翌月の10月10日には、全国でもっとも原告数の多い訴訟が行われていた福島地方裁判所で判決がなされました。

福島島判決は、東京電力、国の両方に損害賠償責任を認めました。しかしやはり、個別の損害賠償額の認定は承服できない点も多いものでした。

このように、今年は福島第一原発事故訴訟で3つの判決がなされました。結果だけみれば、国に対しては2勝1敗だということもできますが、それぞれの判決に、原告側の主張が認められた部分と認められなかった部分があり、多くの分析がされているところです。これらのいずれの判決に対しても、当事者が控訴し、控訴審で争われることとなりました。戦いはまだ続いています。

3 さいたま訴訟が行われているさいたま地方裁判所では、今年の4月に裁判官の交替がありました。裁判長が交替したことから、7月19日の口頭弁論期日で、これまでの弁論で主張してきたことを総確認する「弁論の更新」を行いました。原告側も被告たちも、それぞれ30分から40分の弁論をしました。国や東京電力が、これほど長い時間にわたって法廷で話をしたのは、さいたま地裁の訴訟では初めてのことでした。傍聴をされた方は、初めて被告らの主張を直接聞き、いろいろなことを考えられたと思います。この期日の後に行った報告集会では、たくさんの方が被告らの主張についての考えをお話ししてくださいました。

さいたま訴訟では、今年、原告側から14通の書面を提出しています。その主要な内容を挙げれば、被告らが今回のような事故を引き起こす津波の発生を予見することができたこと、被告らが必要な対策を講じていれば事故を防ぐことができたこと、原告の皆さんが避難をしたことには合理的な理由があること、損害賠償の指針とされている「中間指針」による賠償が不十分であること、などです。

他の訴訟では判決も出るなかで、理論的な書面のやりとりを続けているさいたま訴訟の現状にやきもきする方もいらっしゃるかもしれませんが、**勝訴のためには、裁判官を納得させるだけの理論が必要です。**裁判では避けて通ることのできないものですので、今後もお付き合いいただきますよう、お願いします。

4 とはいえ、来年は、さいたま訴訟でも大きな動きが予想されます。

動きのひとつとして、**現地検証の申出**があります。

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、前橋地裁や福島地裁では、裁判所が避難指示の対象となった地

域等を訪問し、検証を行いました。さいたまでも、裁判所に被害の状況を伝えるため、現地検証を申し立てることを予定しています。裁判所がこれを採用するかどうかはわかりませんが、裁判官に臨場感をもって被害の状況を伝えられるよう、努力したいと思います。また今後は、主張の内容が、理論的なものから個別の損害へと移っていきます。他の地裁でも行われている尋問等の手続について、さいたま訴訟でも具体的な段階へ進んで行くことが予想されます。

5 全国的な動きでは、東京地裁の判決が3月16日、福島地裁いわき支部の判決が3月22日に予定されています。

それ以外の裁判所でも、結審、判決が予定されています。各地の裁判の結果は、全国の弁護団で共有されますので、新しく出た判決はその都度分析し、さいたま訴訟に活かしていきたいと思えます。

6 さいたま訴訟は他の訴訟よりも1~2年遅く提訴したため、判決の予定はまだ決まっていません。しかしその分、他の訴訟の結果を分析し、今の裁判に活かすことができるという強みもあります。

今後とも、さいたま訴訟を応援くださいますよう、お願いいたします。

える問題はさまざまに多様化、複雑化していますが、今回の調査~相談対応の中では「こころの問題」、「体の変調」について訴えるケースが目立つようになってきています。

特に、本年度の調査、相談対応では、配偶者が寝たきりの状態になった時に介護で大変な思いをされているケースが目立っています。いわゆる”老々介護”の問題です。

友人や親戚も近くにいない場所で避難生活を送る中高年の方の場合、避難先で仕事を見つけることはとても困難ですし、たとえあったとしてもスキルミスマッチな職業しかない、というケースが多いようです。そうなる外に出る機会が大幅に減ります。引きこもり気味になると、運動不足となり、アルコールの摂取量が増えてしまっているケースも見受けられます。このような状況が続いてストレスも重なって、さまざまな疾患を発症しているという訴えが目立つようになってきています。

ご高齢の方が身体や心に変調をきたした場合、事故発生前の避難元での暮らしの中であれば、地域ごとの見守りや通い慣れた医療機関などによって、適切な介護サービスを受けることができたであろう状況の方でも、避難先ということで介護サービスを受けることを遠慮なさっている方が多いという実情が見えてきます。

首都圏広域避難者の からだところの問題



愛甲 ^{ゆたか} 裕 (震災支援ネットワーク埼玉)

”避難先での”老々介護”

震災支援ネットワーク埼玉 (SSN) では、東日本大震災発災の翌年となる2012年以来、原発事故による首都圏避難者を対象に状況調査を毎春に実施しています。この調査と連携して避難生活上のお困りごとの相談に対応し、問題解決のために適切な専門家、専門機関などの社会資源につなぐ活動を継続して行っています。

発災から7年目を迎えて、避難生活中の皆さんが抱

あまり知られていない”原発避難者特例法”

実は「原発避難者特例法」という法律があり、この法律に基づいて、2011年9月にいわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村が指定市町村として告示され、同じ11月には、医療・福祉・教育などに関する特例事務が告知されています。

これにより、介護サービス、児童、障害者向けの医療・福祉・教育などの行政サービスを、住民票を移すことなく避難先でも受けられるように定められています。

当初は、避難者を受け入れている自治体ごとに、保育所、児童扶養手当、消防、救急、ゴミ処理などの個別のサービスに応じて、避難者が受けたサービスにかかった費用を精算し、国が特別交付税として配分を

行っていました。

ところが、受け入れ自治体として実際にかかった経費をすべて把握することは困難なものとなり、国からの特別交付税で措置されない負担分が生じてしまう場合が多く生じました。一部では避難者を受け入れている地域の住民が「住民票を移していない避難者が住民税を納めることなく行政サービスを受けているのはいかがなものか？」という不満を寄せるケースもあって、無用な軋轢や誹謗中傷が生まれてしまう一因ともなっていました。

そこで国としては、避難者1人当たりに年間にかかる標準的な単価を、約4万2000円として設定し、受け入れ自治体に配分するようになっていきます。

介護サービスは避難先の自治体で

このようなことから、介護保険はたとえ住民票を移してなくても、避難先で受けることができるようになっていきます。訪問介護・看護、通所介護・リハビリテーション、短期入所サービス、さらには介護ベッド、車椅子などの貸与、住宅改修費の支給など、さまざまなサービスを正当に受けることができます。

高齢になって配偶者の介護を行う方の精神的、肉体的な負担を少しでも軽減するために、まずは避難先の最寄りの役所の地域包括支援センターや高齢者福祉関連の窓口にご相談いただくよう、呼びかけを行っているところです。

避難指示解除に伴う新たな“自主避難”

原発事故による避難指示区域は徐々に解除され、2017年春には浪江町、富岡町の一部が解除となりました。

この1年後の2018年春には東京電力による精神的慰謝料の支払いが打ち切りとなり、応急仮設住宅及び借上げ住宅の無償供与も2019年春には打ち切りとなる見込みとなっています。多くの方々が、新たな“自主避難者”となってしまう、と言っても過言ではないでしょう。

ふるさとを追われ見知らぬ土地に避難し、長きにわたって仮の生活を強いられてきた首都圏避難者の中でも、中高年の男性にとっては、避難先で職業を見つけることは困難です。さらに自営業であった方の場合、避難先での事業継続は無理があります。

延々と続くストレス要因

このような状況の中では、様々な支援が打ち切りになってしまった後、どのように生計を立てていけばいいのか見当が付きません。親も子も、“こころの問題”で精神科に通院するという状況、こころの問題を抱える家族がいることでの不和が、家庭崩壊に至っているケースまで見受けられます。

特に子供にかかるストレスも大きいようで、“不登校”という言葉にさまざまな場面で出くわします。発災6年が経過した2017年の春にクローズアップされた原発避難者に対するいじめの問題についても、さまざまな地域で発生していたということが、今年の調査、相談を通じて明らかになってきています。

首都圏の広域避難者は、ますます追い詰められています。しかし、その事はあまり知られていません。

首都圏避難者に今何が起きていて、どのような困難を抱えているのか、これからの暮らしの事でどのような不安を持っているのかを、調査/相談対応を通じてケースとしてまとめて、世の中に知らしめていくことが、私たちにとっての大きな責務であるとの想いを抱きながら日々の支援活動を続けているところです。



2017/10/4 原告交流会から

福彩支援事務局

当会では、2016年1月の第9回期日以来、開廷前に昼食をともにしながら原告交流会を行ってきました。しかし、2017年末の第19回期日から開廷時間が午前11時に変更となり、原告交流会の開催が難しくなります。そこで裁判期日とは別に、平日に仕事がある方も参加できるよう、土日祝日で拡大原告交流会の開催を検討しています。

次回は2月12日(月・振替休日)午前11時30分より。場所は埼玉総合法律事務所3階会議室(JR浦和駅西口より徒歩8分)を予定しており、原告の皆さまにはあらためてご連絡を差し上げます。

10月4日、第18回期日の原告交流会には、原告3名とご家族が参加されました。

事故前に原発で働いていた原告は「原発で働いていたから、もう戻るところがない。事故前は従業員の間でも、津波が来るから(敷地を)嵩上げしなけりゃ、とささやかれていたものだ」「福島からの避難者を対象に料理教室をやっているけれど、皆さんどんどん元気がなくなってきた。中間貯蔵施設ができたり線量が高かったり、もう故郷に戻ることはできない。いっそ国には“賠償金をこれだけ出すからどこへでも行け”と言ってほしいくらいだ。先がみえない。年をとった方は気が弱くなって病気になったり家にこもりきりになったり。そういう人たちをどうやって支えていくのか。どうしたらいいのか」

郡山市で教師をしている原告は「最初は、公務員だから裁判はできないと思っていたが、誰も責任をとらない。腹を切らないことに腹が立ち、このままにしてはおけないと裁判に加わった。子どもたちの成長のためにも賠償は必要」。「正直、国や県には期待していない。だが50年後、100年後の人たちに、立ち上がって抗議した人がいたこと、こう闘ってこう生きたとい

う証しを残したい」と語り、埼玉県に子どもと避難しているお連れ合いは「原告は日々の生活で手一杯。どんだんへこんでいく。押しつぶされそうになる。そんな中で支援の方からパワーをもらい、気持ちが晴れる。がんばろうと思う気持ちが戻ってきます」と語られました。

あまりに重い現実、福彩支援事務局のメンバーもしばしば言葉を失いましたが、しかし、この重荷を原告にだけ負わせるわけにはいきません。裁判の支援と傍聴、そして折々の交流会を通じて、希望の光を見出していきたいと思います。

編集後記

2018年は、3月に首都圏、京都、浜通り弁護士と、3つの判決が目白押し。全国の支援者と原告団体で、今後の政治的解決に向け、統一要求を求める動きも出ています。また3月上旬には、日本の再生エネルギーを考える映画『日本と再生』(監督:河合弘之弁護士)の自主上映会も予定しています。新しい年もご支援をよろしくお願い申し上げます。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2017/6/30現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	篠永 宣孝	大東文化大学教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	菅井 益郎	国学院大学教授
石川 逸子	詩人、作家	須永 和博	獨協大学外国語学部
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	田中 司	立教小学校元校長
井戸川克隆	前双葉町長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	松本 昌次	編集者・影書房
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授	渡邊 泉	東京農工大学准教授
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長		

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ **ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>**

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582